

令和5年度

仕 様 書

藤野リージュ競技場選手控室賃貸借

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課

1 名称

藤野リージュ競技場選手控室賃貸借

2 概要

1月から3月に整備されるリージュ競技場のゴール付近に設置する仮設選手控室を賃貸借する。

3 設置場所

札幌市南区藤野 484 番地のうち

藤野リージュ競技場 ゴール付近（別紙 配置図 参照）

※詳細な設置位置は、担当職員と十分に協議すること。

4 契約期間

(1) 賃貸借期間 令和6年1月1日から令和6年3月1日まで

(2) 仮設建築物の設置 契約日から令和5年12月31日の間

(3) 仮設建築物の撤去 令和6年3月1日以降

※ 設置・撤去の日時について、天候や施設運営（藤野野外スポーツ交流施設の冬季営業期間12月1日～3月31日）を考慮し、施設及び担当職員と十分に協議して決定すること。

5 契約金額の支払い

受注者は、当該月分の賃貸借料を翌月の10日までに、発注者の指定する請求書により、請求するものとする。ただし、賃貸借期間の最終月の賃貸借料にあつては、仮設建築物の撤去が完了した後、発注者に請求するものとする。

6 仮設選手控室仕様

(1) 鉄骨造平屋建て、床面積 50 m²程度

(2) 引き違い引戸（幅1,850 mm程度、透明ガラス付、防炎カーテン含む） 1カ所

引き違い窓（幅1,850 mm×高さ1,055 mm程度、防炎カーテン含む） 4カ所

(3) 照明器具（40W形2灯用、LED蛍光灯含む、出口部にスイッチ設置） 8カ所
コンセント設備（100V2口） 4カ所

(4) 換気設備（壁付換気扇） 1ヶ所
密閉式ストーブ 鉄骨造50 m²用

(5) 床仕上げ材は耐水性のあるものとし、床下には断熱材を設ける。

(6) 基礎は「建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物の許可基準（札幌市建築指導部策定、令和4年12月16日施行）」第8条に適合するものとする。

7 特記事項

- (1) 以下の手続きに係る資料の作成、官公庁等への提出及び通知書の受領は本賃貸借に含める。
 - ・ 建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物許可
 - ・ 建築基準法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画通知
 - ・ 建築基準法第 18 条第 16 項の規定に基づく工事完了通知
 - ・ 建築基準法第 15 条第 1 項の規定に基づく建築工事届
 - ・ 仮設建築物許可で提出する「仮設建築物に関する誓約書」に基づく仮設建築物除却届
 - ※ 建築基準法第 15 条第 1 項の規定に基づく除却届は、別途届出が必要。
 - ・ 仮設建築物許可及び計画通知において、消防局等から指導を受けた手続き
 - ・ そのほか、担当職員から指示のある手続き
- (2) 仮設建築物及び備品の設置、撤去、運搬に伴う費用は本賃貸借に含める。
- (3) 設置場所に隣接する建築物の分電盤から電線を引き込む。
- (4) 設置場所に設けられている燃料タンク 490L から灯油を引き込む。

8 一般事項

- (1) 設置、撤去等に必要な仮設、照明、工事用動力、用水は受託者にて負担すること。
- (2) 設置、撤去にあたり、施設の運営に支障がないよう円滑な進行を図ること。
- (3) 作業の安全及び既存施設へ障害を与えぬように十分注意をすること。不慮の事故が発生した場合においては、速やかに施設管理者に報告すると共に、担当職員の指示に従い受注者の責任において一切を処理すること。
- (4) 作業日時については、事前に施設管理者と調整を行うこと。
- (5) 従事者及び第三者に対する事故防止に配慮するとともに、損害を及ぼしたときはその損害を賠償すること。
- (6) 付帯設備は作動確認を行い、異常の無い状態にすること。
- (7) 撤去完了後、設置場所は現状復旧すること。
- (8) 受注者は各従事者に定められた服装及び名札を着用させるとともに、身分証を交付し、常に携帯させること。
- (9) 関係法令を遵守すること。
- (10) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。

9 保証について

仮設選手控室の賃貸借期間において利用者の通常の使用にて生じるきず・劣化に対する修繕、賃貸借物品のメンテナンスに係る費用については賃貸借料に含むものとする。契約期間以外の設置から撤去までの期間であっても、損害を及ぼしたときはその損害を賠償すること。

10 その他

本契約に関し疑義が生じた場合は、担当職員と協議し遺漏のないようにすること。